

電気料金の高騰に伴う自治会等に対する街路灯維持費補助金、自治会等に対する排雪費補助金の増額、福祉灯油特別対策事業費、プレミアム商品券発行事業費、札幌里塚斎場火葬場利用サービス事業費の増額、市内保育施設でのおむつ処理機の導入経費、ジョブガイド北広島の移転に要する経費、全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業費の増額、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付など、11億5千5,597万円の補正予算を可決。一般会計予算は合計で296億5,764万円となりました。教育委員会教育長、教育委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員選任の同意案3件、北広島市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、北広島市都市公園条例の一部を改正する条例について、町の区域の設定について等、議案15件を可決。「法律の規定に基づき、地域の実情を踏まえた衆議院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見」を含む5件の意見書案を可決。2021年度各会計歳入歳出決算認定、2021年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定、下水道事業会計剰余金処分及び決算認定は、閉会中の決算審査特別委員会に付託されました。

質 問	答 弁
<p>1. 上下水道について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水として売ることができる水の約4割に売り先がない。大口地下水利用者の上下水道利用を促す特例的料金について伺う。 地下水利用実績のある45事業者へのアンケート調査で、特例的料金制度利用に前向きな回答は何件あったか。 千歳川上流や釧路市の水道水からもマイクロプラスチックが見つかっている。石狩東部広域水道企業団と連携し、水道水や水道水の原料となる水にマイクロプラスチック実態調査をしては。 汚泥を有効活用して作られている肥料「あしるのめぐみ」、放流水のマイクロプラスチック汚染について実態調査が必要だと考えるが見解は。 スマートメーター、自動検針システムの導入について調査・研究を進めるとのことだが、これまでどのような検討がされてきたか。 現在使用しているメーターとスマートメーターの価格差は。また、体調面で電磁波に懸念を持つ市民もおり、スマートメーターへの交換には事前の説明が必要。「スマートメーターにしたくない」と意思表示があった場合には従来型の方が選べるようにすべき。 汚泥などをバイオガス化しているが、余剰となり燃やされるガスの量は。生ごみは汚泥とともにバイオガス化処理されているが、近い将来、受入量が増えると考え。生ごみの受入れが増えれば、ガス発生量も増える。余剰が出るたびに燃やしてしまうのはもったいない。早めに有効活用を考えては。 下水道事業の長期的な財政見通しは、2046年以降、赤字に転じ、その後は赤字が続いていくという推計。赤字になる最大の要因は、人口が減り、処理する水の量が減ること。その時期になれば処理施設などをダウンサイズしていく必要があるが、見解は。 	<p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所へのアンケート調査及び先行団体を対象に実態調査を実施した。導入後の課題や料金の水準など、具体的な運用について検討を進めている。 条件により検討の余地があると回答した事業者は4団体であった。 WHOにおいては「現状では、人体に被害を及ぼすことはないが、将来的な潜在リスクについて研究が必要」としていることから、引き続き情報の収集に努めたい。 「あしるのめぐみ」は肥料取締法、汚水の放流水は下水道法に基づき検査しているが、現在、マイクロプラスチックに関しては検査項目の該当がなく、検査方法や評価基準も確立していない状況。実態調査については、今後、国の動向を注視していきたい。 令和3年12月から6か月間、北広島団地地区の約100戸に試験的メーターを設置する実証実験を行い、遠隔で使用水量データを取得した。今後は、市全体に導入した場合のコストを含めたメリット・デメリットを検証する。なお、本年度、ボールパークエリア内の建物に先行してスマートメーターを設置する予定。 一般的な家庭で使用する口径13ミリの水道メーターで、スマートメーターの方が1台当たり約1万円高い。スマートメーターの通信方法は携帯電話を使用するため、携帯電話と同等の電磁波が発生する。今後、スマートメーターの全戸設置の可能性を検討する中で、体調面で不安があり、従来型を希望される場合は、配慮が可能となるよう検討する。 消化槽の加温用ボイラーや汚泥乾燥設備の熱源として利用せず余剰になるガスは夏に発生する傾向があり、昨年度は発生量の約6.5%にあたる約7万1,400ノルマル立法メートル、バイオガスを燃焼した。通年にわたり余剰ガス量が均一化されることとなれば、発電等による有効活用についても検討する必要があると考える。 将来の配水人口に対応した下水道事業計画に基づき、適正規模での設備改修を進める必要があると考えている。
<p>2. 地域から平和をつくる取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和の灯公園について、改修が終わったことを機に記念行事や周遊イベントの経路地にするなど、改めて平和の灯を発信する取り組みを行ってはどうか。 戦争被害を受けた側からの学びも大切だが、加害者としての歴史も学ばねばならない。市内にある軍事通信施設跡などの活用について見解を伺う。 10月に道内で行われる日米共同訓練で、米海兵隊の輸送機NV22オスプレイが陸上自衛隊丘珠駐屯地などに飛来するが、情報収集の状況は。 	<p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> ボールパークの開業により、公園周辺の人の流れが大きく変わり平和の灯をともし意義を多くの方に知ってもらえる機会が増えると予想する。平和の灯を守る市民の会とともに、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝え、次の世代に引き継ぐ取り組みを検討していきたい。 軍事通信施設などの活用については、学校教育における歴史学習や平和教育の一環としてどのような取り扱いができるか調査、研究していきたい。 今回の訓練では北海道大演習場島松地区は対象となっていない旨の回答があった。今後も訓練を実施する際には、市民の安全、安心に万全の対策を講じるとともに、訓練の内容について情報提供を行うよう引き続き要請する。

質 問	答 弁
<p>1. 新型コロナ感染症対策に関する対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター、子育てひろばにおける感染症対策として、利用できる対象を北広島市内在住の方、市内の実家に帰省中の方としている。現在は、感染症対策を行うことを前提に多くの社会活動が再開し、保護者からは、「いつまで市内の親子限定なのか」という問合せが寄せられている。子育て支援センター等の利用対象について、どのように検討しているのか見解を伺う。 8月上旬、厚生労働省の分科会は、ワクチン接種への協力を求める「努力義務」の対象外だった5歳から11歳までを適用するなど、子どもへの接種を推進する姿勢を示した。文字通り「接種しなければならない」と解釈する児童生徒、保護者がいるのではと懸念する。子どもの新型コロナウイルスワクチン接種について、見解を伺う。 札幌市をはじめ、道内の複数の自治体では高齢者施設等の抗原検査キット配付によるスクリーニング検査等を実施している。抗原検査キットを配付している自治体もある。高齢者施設と介護サービスの従事者が安心して働けるよう、市として抗原検査のスクリーニングや抗原検査キットの配付を早急に行うべき。見解を伺う。 <p>2. 子どもの権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月に子ども基本法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が可決、成立した。子どもの権利条約の理念をはじめ、子どもの意思表明の機会等が明記され、本市の子どもの権利施策が一層進むことや、子どもの権利条例を制定する自治体が全国に広がっていくことが期待される。子ども基本法について、市長の見解を伺う。 第1回定例会代表質問において、吉田教育長から「北広島市子どもの権利条例制定10周年を機会と捉え、関係部署とさらに連携を図り、人権教育を進めたい」との発言があった。この間の学校現場における子どもの権利の普及等の取り組みについて伺う。 <p>3. 子育て施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 無園児(保育園、幼稚園、認定こども園に通っていない子ども0歳~5歳児)について、厚生労働省の推計では、全国で約182万人に上り、このうち、育児で困難を抱える家庭に対し、政府は、孤立・虐待リスクを回避するための本格的な対策を進めるとしている。本市における無園児はどのような状況か伺う。 子育て支援として、一時預かり保育の重要性をどのように捉えているか、見解を伺う。 一時預かりを利用する理由のうち、「育児による心理的・肉体的負担を解消するリフレッシュの預かり」の日数について、本市は月2日以内となっている。石狩管内の他自治体は、利用する理由は同じだが、利用日数が週3日程度(月12日程度)となっている。リフレッシュの機会の確保や孤立防止の観点から、本市の一時預かり保育の利用日数を見直すべき。見解を伺う。 一時預かりの事由記載について、リフレッシュしたい時にためらわず利用につながるという観点から、記載の仕方を見直してはどうか。 	<p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター等の利用については、密になることなく安心して利用ができるよう、感染症対策を実施し、育児中の親子の遊びの場として、コロナ禍で減少している子育て中の親同士の交流の場や子育て相談ができる貴重な場として利用されている。市内在住の方の利用など、制限の緩和については、乳児や低年齢児を連れた妊婦などの市民も利用していることから、今後の感染の動向と感染拡大予防対策を考慮し検討する。 子どものコロナワクチン接種については強制ではなく、あくまでも個人の判断によるものであり、身体的な理由など様々な理由によってワクチンを接種することができない人や望まない人がおり、その判断は尊重されるべきものであると考えている。 福祉施設等の従事者及び利用者に陽性者が発生した際は、北海道において濃厚接触者等を特定し、迅速にPCR検査を実施している。北海道において、本年8月に高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画を策定し、10月中旬まで高齢者、障がい者施設の職員を対象とした抗原検査を実施する予定。市によるスクリーニング検査等の実施については、現在のところ考えていない。 <p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の規定により、全国的に子どもの権利に係る取り組みが行われることとなり、子どもの権利保障が一層推進されていくものと考えている。また、来年度から、国において定める子ども施策に関する大綱の中に、子どもの貧困対策の計画が含まれていくとともに、国の定める大綱等を勘案した市町村子ども計画を策定するよう努めるものとされていることから、国における大綱の策定の動向を注視していく。 人権教育の全体計画等に基づいて、人権擁護委員などの外部講師を活用しながら、道徳を要として教科横断的な指導に取り組んでいる。今年度は、北広島市子どもの権利条例制定10周年記念事業と連携し、子どもの権利に関わる川柳や学校内でのパネル展などに取り組んでいる。また、教職員を対象に市の担当部局の職員を講師に招いて、改めて北広島市子どもの権利条例の理解を深める研修会を開催。また、北広島市子どもの権利条例をテーマとして、子どもたち自身が自らの権利について主体的に考え、議論をし、学びを深めるアンビシャスフォーラムの開催を予定している。 <p>3.</p> <ul style="list-style-type: none"> 未就園児は、3歳未満で施設利用を把握していない児童は、全体のおよそ51%、3歳以上児ではおよそ2%となっている。これらの児童の状況については、3歳児健診などを通じて把握するとともに、その中でもリスクの高い児童は、継続して状況確認に努めている。 保育を必要とする就労状況にない家庭などで、一時的に保育が必要となる場合や、子育て負担の軽減などのために必要な事業であると認識をしている。 一時預かりの事業の拡充について、利用ニーズや施設ごとの受入可能人数もあることから、事業を実施している民間事業者の意向も伺いながら、検討していく。 児童福祉法が改正され、リフレッシュ・レスパイトのために一時預かりが利用できることが明確化されたことから、法律の条文等を勘案し検討する。